

意見書案第2号

自治体に対する国の「指示権」行使を可能とする 特例を規定した地方自治法改正案に対する意見書

去る令和6年5月30日、大規模な災害や感染症の蔓延など想定外の事態に国が自治体に必要な指示ができる特例を盛り込んだ地方自治法改正案が、衆議院本会議で可決、通過した。

国の指示権行使は現状、災害対策基本法や感染症法など個別の法律に規定がある場合と法定受託事務について自治体側に違法などがある場合に限定されている。

改正案は、「国民の安全に重大な影響を及ぼす事態」であれば、個別法に規定がなくても国は自治体に必要な対策の実施を指示できるようにするものである。

法案では、指示権行使にあたり自治体の意見を求めることを努力義務としている。また衆院総務委員会は、指示権行使にあたり自治体と「事前に十分な調整を行うこと」とする付帯決議を採択した。

改正案をつくる背景には、新型コロナウイルス禍において、個別法に規定がないため政府の対策が後手に回り、感染を拡大させてしまった反省があるといわれている。

万一の備えという観点からはその必要性を否定するものではないが、曖昧な要件の下では将来的に解釈が拡大され、指示権行使の裁量が際限なく広がり、恣意的な地方自治体への介入につながる恐れがある。民主主義の根幹をなす地方自治や対等を原則とする国と地方の関係性を変容する可能性をはらむものである。

地方分権一括法制定以来、国と地方は互いに補完し合い対等の原則を深化させ、地方は長い時間をかけ地方分権の流れを築き上げてきた。国においてはこの流れに逆行することのないよう努め、指示は国と地方公共団体との特例として位置づけ、一般的なルールと明確に区別することを強く求める。また、指示権行使にあたっては自治体の意見をしっかり求めると同時に国の持つ情報を自治体に開示し、付帯決議にあるよう「事前に十分な調整を行うこと」を求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年6月13日

内閣総理大臣 様
総務大臣 様
衆議院議長 様
参議院議長 様

白河市議会議長
石名国光